

## 面会に関する規程

### （目的）

第1条 本規程は、入院中の患者に対する家族等による面会について、患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持を図るとともに、円滑な入院療養を推進することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 入院中の患者とその家族等との面会は、患者の安心や心理的安定、治療意欲の向上及び退院後の生活を見据えた支援に資する重要な機会として尊重する。

2 面会は、感染対策等の正当な理由がない限り不当に制限されるものではなく、可能な限りその機会が確保されるよう配慮するものとする。

### （面会の対象）

第3条 本規程における「家族等」とは、患者の家族、親族、又は患者が面会を希望する者のうち、主治医が適当と認めた者とする。

ただし、主治医が不在の場合には、病棟責任者が主治医に代わり判断することができる。

### （面会の実施）

第4条 面会は、患者の療養環境及び他の患者の療養に配慮した範囲で実施するものとする。

2 面会の日時、場所、人数、方法等については、病棟の都合や患者の病状等を考慮し、別に定める運用ルールに基づき実施する。

### （面会制限）

第5条 面会は次の各号に該当する場合に限り、必要最小限の範囲で面会の制限を行うことができるものとする。

- 一 感染症の発生又は流行等により、院内感染防止が必要な場合
  - 二 患者の病状、治療内容等により、主治医が一時的な制限を必要と判断した場合
  - 三 医療安全又は療養環境の維持の観点から、やむを得ない場合
- 2 前項各号に基づき面会制限を行う場合であっても、必要以上に厳格なものとならないよう配慮し、可能な範囲で面会の機会が確保されるよう努める。
- 3 面会制限時においては、オンライン面会等の代替手段の活用についても検討する。
- 4 緩和ケアを受けている患者又は終末期等の状況にある患者については、患者及び家族の思いを尊重し、安全に配慮した上で、柔軟に面会対応を行うものとする。

(患者・家族への説明)

第6条 面会に関する規程および運用ルールについては、患者及び家族等に対し、入院時等に分かりやすく説明を行うものとする。

2 面会の制限を行う場合には、その理由についても丁寧に説明を行うものとする。

(掲示および周知)

第7条 本規程の内容は、病院内の見やすい場所に掲示するとともに、院内ホームページ等を活用し、十分な周知を図る。

(規程の見直し)

第8条 本規程は、感染症の状況、医療提供体制の変化、患者・家族等からの意見等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(附則)

本規程は、令和8年5月1日から施行する。